



平成 24 年 12 月〇日

大山崎町教育委員会
教育長 塩見 正弘 様

大山崎町留守家庭児童会育成事業
運営協議会 会長 石田 慎二

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会からの提言について

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会では平成 24 年度の協議事項について、
4 回にわたって会議を開催し、別紙のとおり提言書をまとめました。
付帯した課題事項等に十分留意され、適切な事業運営に努められるよう希望します。

提 言 書

1 協議経過（協議会の開催日時とその概要）

- | | | |
|------------------|-------------------------------|------------|
| 第 1 回協議会 | 平成 24 年 9 月 21 日（金） | 午後 7 時～9 時 |
| | 会場＝大山崎ふるさとセンター | |
| | 内容＝委員の委嘱、会長・副会長の互選、協議事項及び資料説明 | |
| | 出席委員＝10 名 | |
| 第 2 回協議会 | 平成 24 年 10 月 29 日（月） | 午後 7 時～9 時 |
| | 会場＝大山崎町立中央公民館 | |
| | 内容＝参考人からの意見聴取、協議事項の討議 | |
| | 出席委員＝10 名 | |
| | ※招致した参考人（保護者組織代表者 2 名） | |
| 第 3 回協議会 | 平成 24 年 11 月 26 日（月） | 午後 7 時～9 時 |
| | 会場＝大山崎町立中央公民館 | |
| | 内容＝参考人からの意見聴取、協議事項の討議 | |
| | 出席委員＝10 名 | |
| | ※招致した参考人（町企画財政課長） | |
| 第 4 回協議会
（予定） | 平成 24 年 12 月 17 日（月） | 午後 7 時～9 時 |
| | 会場＝大山崎町立中央公民館 | |
| | 内容＝協議事項の討議、提言（案）の協議 | |

2 提言事項

(1) 留守家庭児童会事業の効率化について

【提言】

大山崎町留守家庭児童会育成事業は、概ね適切に運用されてきたと思われる。今回協議した効率化（案）については、業務（お便り、保育日誌の作成など）の効率化に向けて、全クラブ間で統一を図るものと、クラブ間で特色ある体裁を工夫するものなど、目的を持って区別し、一層の効率化を図られたい。

また、臨時職員の新たな雇用時には、就労前に職員研修等を実施したうえで就労させるなど、保育業務の円滑な実施に努められたい。

なお、具体的な提言は別紙①のとおりである。

(2) 指導員体制の適正化について

【提言】

入会児童の安全性を確保するうえで、大山崎町留守家庭児童会育成事業指導員（以下、「指導員」という。）が果たす役割は重要である。関連する「放課後子どもプラン」や「ガイドライン」に基づいた事業運営が可能となるよう児童の安心・安全を優先した指導員体制の確保に努められたい。

ただし、現在の厳しい町財政状況を踏まえ、本事業の運営経費等についても、収支バランスを勘

案するとともに、他の自治体の運営方法等も参考にしながら、安定した持続可能な事業の運営に向けた指導員体制の構築を図られたい。

なお、具体的な提言は別紙②のとおりである。

(3) 保育施設「なかよしクラブ」の改修について

【提言】

保育施設「なかよしクラブ」の改修については、入会児童の安全性を確保する意味から早急に対応されたい。

改修にあたっては、現状の施設は老朽化が著しいことから、新たに施設を整備することとし、建設場所については、大山崎小学校サブグラウンドが最も適切であると判断する。

また、改修する施設は、現「なかよしクラブ」「ともだちクラブ」を併設する案を含めた効率的な事業運用が可能な施設となるよう検討されたい。

なお、具体的な提言は別紙③のとおりである。

(4) 大山崎町留守家庭児童会運営指針について

【提言】

新たに運営指針を策定するにあたっては、これまで育んできた本町における当該事業の運営経過や上位の関連法などとの整合性、保護者会との連携や保育事業の意義などを示し、運営指針には日々の保育指導内容、安全管理や危機管理などへの対応にも触れるなど十分配慮されたい。

なお、具体的な提言は別紙④のとおりである。

3 委員名一覧（敬称略）

石田 慎二（関西大学人間健康学部助教）（＝会長）
井上 憲子（町社会教育委員会議委員長）（＝副会長）
川戸 徳郎（町民生児童委員協議会会長）
小西 康公（町立大山崎小学校校長）
森谷亜紀子（学童保育連絡協議会会長）
矢野 雅之（町教育委員会教育次長）
小山 悦二（町生涯学習課社会教育指導員）
阿部 政洋（「なかよしクラブ」指導員）
笹田 和彦（公募委員）
田中 正恭（公募委員）

4 事務局員

堀井 正光（町生涯学習課長）（＝事務局長）
小畠 雅男（町生涯学習課生涯学習係リーダー）
岩井 寛子（町生涯学習課課長補佐）
高木めぐみ（町生涯学習課放課後クラブ指導員）

1 留守家庭児童会事業の効率化について

(1) 保育業務（お便り、保育日誌の作成など）の効率化

保護者向けのお便りについては各クラブの特色を大切にして発行することを前提に、発行頻度等を検討する。

また、内部で用いる記録や日誌の作成については、全クラブで統一した入力様式を用いることによって、指導員の業務の軽減・効率化を図る。

(2) 職員研修（臨時職員）の効率化

新規雇用の臨時職員の就労にあたっては事前研修等を実施し保育の円滑化を図るとともに、就労期間中においても必要な研修機会を与える。

2 指導員体制の適正化について

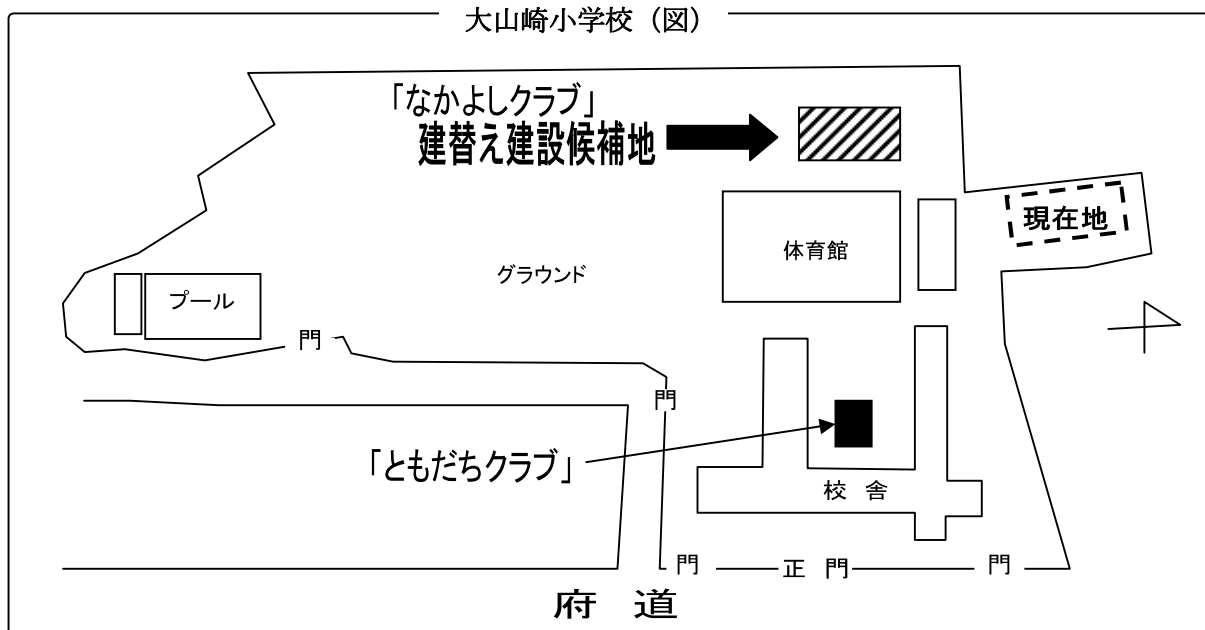
指導員の配置については、適切な指導員体制の確保に努める。

ただし、現在の厳しい町財政状況、近隣自治体の同種の事業の実施状況やその規模、今後の国等における制度改正、入会児童数の変化などがあった場合には、柔軟に指導員体制を見直すものとする。

- (1) 指導員の人数は、施設数、クラブ（分割運営を行うクラブ）数、入会児童数に応じて適切な配置とする。
- (2) 町の財政状況をふまえて、当面、退職する常勤嘱託員の補充にあたっては常勤嘱託員に代わる雇用形態とすることもやむを得ないものとする。
- (3) 支援等が必要な児童の入会にあたっては、別途加配対応としての指導員を補い、適切な指導員体制の実施に努める。

3 保育施設「なかよしクラブ」の改修について

1. 建て替え場所の候補地



【利点】

- (1) 校舎から離れて独立しており、独立性を保つことができる。
- (2) 周囲の十分なスペースを確保できる。
- (3) グラウンドがすぐ近くにある。
- (4) 建設重機などの車両が入りやすい。
- (5) 二つのクラブ（「なかよし」と「ともだち」）の併設に際して、建物を建設できる十分な面積がある。
- (6) 併設することによって、静養スペースなどの供用が可能。
- (7) 併設することによって、緊急時における児童の管理や誘導等安全・安心面での対応を円滑に行うことができる。

【波及効果】

- (1) 建設工事の影響を最低限に抑えられるほか、一時的な仮施設を確保する必要がない。
- (2) 現「なかよしクラブ」跡地はサブグラウンドとして利用できる。
- (3) 現「ともだちクラブ」は、そのまま放課後児童クラブ関連施設として、指導員などが会議に使用できるほか、他の福祉、教育活動等に利用できる。

2. その他課題等

- (1) 一般児童と放課後クラブ児童の遊び場が区分できるよう工夫する。
- (2) 施設の階層数や付帯施設等の構成については、適切な保育活動にふさわしいものであるとともに、経済性を十分考慮する。
- (3) 施設の建設にあたっては、リース借上げ等の活用を行うなど事業執行や財政負担の低減を図る。

4 大山崎町留守家庭児童会育成事業運営指針について

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営指針の策定にあたって

大山崎町は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の実施にあたり、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱を定め、昭和 52 年から「留守家庭児童会育成事業」として公設公営により放課後児童クラブを運営してきました。

その長い歴史の中で、これまで保護者会等の皆様と連携を保ちつつ、社会情勢に応じた子育てニーズに応えるため事業内容にも工夫を加えてきました。

さらに、平成 19 年には国によって「放課後子どもプラン」が策定され、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために、あらためてその目的、役割、事業の内容が示されたところです。

本町では、関係する「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（文部科学省・厚生労働省 平成 19 年策定）、「放課後児童クラブガイドライン」（厚生労働省 平成 19 年策定）等に則り、あわせて町が定める当該運営要綱に基づいて、適切な事業運営を図るために、これらの基本的事項を示すものとして「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営指針」を策定し、本事業運営にあたっての望ましい方向性を示すものとします。

なお、本運営指針は今後の社会環境の変化や国等における関連の制度改正などにより必要に応じて適宜見直しを行います。

大山崎町教育委員会 生涯学習課